

アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定に関する意見書

アルコール飲料は、古くから、私たちの生活の中で親しまれているが、その一方で、アルコールの不適切な摂取による健康障害が生じている。

アルコールによる健康障害は、飲酒者本人の健康の問題であるのみならず、その家族にとっても大きな影響があることから、早急な対応が求められている。

しかしながら、我が国では、アルコールによる健康障害への対策について、総合的な施策を定めた法律がなく、十分な対策が講じられていない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、アルコールによる健康障害への対策を総合的かつ計画的に推進するためのアルコール健康障害対策基本法（仮称）を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）